介護保険以外の福祉サービス

次のページからは、介護保険以外の墨田区のサービスや
その他の団体が実施する介護保険以外の福祉サービス、
暮らしに役立つ制度などについて掲載しています。

- サービスによって、利用条件が異なります。
- 利用者の負担額は、利用するサービスの内容や所得の状況等によって異なる場合があります。
- 詳しくは、各サービスの担当までお問い合わせください。
- 掲載しているサービス内容は、令和8年10月31日現在のものです。制度変更などにより変わることもありますのでご了承ください。



ひとり暮らし等の高齢者と家族の方へ

要介護状態が重度な方へ

紙おむつの支給

問い合わせ先
高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

常時紙おむつを必要としている方に紙おむつ等をお届けします。

●対象となる方

※65歳以上の方、または要介護認定を受けている40歳から64歳の方で次のいずれかに該当する方が対象

●介護保険の要介護認定で 要介護3 以上の在宅の方

●要介護認定で、要支援1 から 要介護2 までの方で常時失禁状態にあり、かつ身体介助を要する在宅の方（高齢者福祉課までご相談ください。）

●病院に入院していて、紙おむつ等を使用している方（介護療養型医療施設は除く。）

●支給内容

●紙おむつ（テープ型、パンツ型があります。）

●尿取パッド

●病院指定の紙おむつ等を使用している方に限り、月額7,000円まで助成

※申請していただいた月からの助成対象になります。

●利用者の負担金

現物配送の場合は紙おむつの支給内容により、月額400円または600円（所得等により費用負担がない場合もあります。）

※おむつ代の医療控除については、P77をご覧ください。



寝具洗たく・乾燥サービス

問い合わせ先
高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

業者が訪問して、寝具の洗たく・乾燥を行います。

●対象となる方

介護保険の要介護認定が 要介護3 以上の在宅の方のうち、常時床についていて、ご家庭で寝具の洗たく乾燥が困難な方

●支給内容

・水洗い：年1回　・乾　燥：年11回

●利用者の負担金

・水洗い：1回800円　・乾　燥：1回500円
（所得等により費用負担がない場合もあります。）



理容・美容サービス

問い合わせ先
高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

組合に加入している協力店の理容師・美容師が家庭まで出張して理容・美容を受けることができる「高齢者理容・美容サービス券」を支給します。

●対象となる方

介護保険の要介護認定が 要介護3 以上の在宅の方で、理容・美容店に行くことが困難な方

●支給内容

2か月に1枚の割合で支給（年間最大6枚）

●利用者の負担金

1回につき600円（所得等により費用負担がない場合もあります。）

救急通報システム

問い合わせ先 高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

固定電話回線型式・無線型式（SIM内蔵型）の救急通報システム（貸与）を設置します。

ボタンを押すと「受信センター」に通報が入ります。看護師が対応し、緊急時には「受信センター」から東京消防庁へ救急車の出動を要請します。言葉が出ないときも、どなたから通報があったかがわかります。また看護師は24時間、いつでも健康相談などを受けます。

なお、自宅の鍵は、原則区が指定する事業所に預けていただきます。

あわせて、在宅時の日常生活をセンサーが感知し、異常の有無を判断して通報する「安否確認センサ」を取付けるサービスも行っています。

●対象となる方

65歳以上のひとり暮らしまたは、65歳以上の方のみの世帯の高齢者（日中または夜間にひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯になる者も含む。）

●利用者の負担金

	救急通報システム（月額）		
	固定電話回線型式	無線型式（SIM内蔵型）	
Ⅰ	0円		①慢性疾患あり ②生活保護受給者または住民税非課税の方（介護保険料所得段階1～5）
Ⅱ	500円	1,100円	①慢性疾患あり ②住民税課税の方（介護保険料所得段階6～15）
Ⅲ	2,618円	3,718円	Ⅰ、Ⅱ以外の方

※慢性疾患の例：狭心症、脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病、高血圧等
※利用者のお体の状態や所得の状況により負担金が変更になる場合があります。

安否確認センサ（月額）
1,000円



火災安全システム

問い合わせ先 **高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168**

高齢者のお宅に火災を未然に防止する機器を取付けます。

●対象となる方

65歳以上の高齢者のみの世帯の方。※ガス安全システム及び電磁調理器は、心身機能の低下等に伴い防火等の配慮が必要な方が対象となります。

●設置する機器（給付時の利用者負担金）

●火災警報器

室内の火災を煙で感知し、音声で知らせるもの（1,000円）

●自動消火装置

火災を感知し、消火液を自動噴射し初期消火を行うもの（3,000円）

●ガス安全システム

ガス漏れ、不完全燃焼を感知してガスを自動遮断するもの（4,000円）

●電磁調理器

炎を生じない電磁作用により、調理器の上に乗せた鍋を温め調理するもの（専用の鍋、やかん等はつきません。）（2,000円）

※所得等により費用負担がない場合もあります。

ひきこもり相談窓口「すみ家」

問い合わせ先 **地域福祉課　生活・相談支援担当　☎5608-8517**

【窓　口】☎080-9817-4740

●メールアドレス　ps-support@kame.co.jp

ひきこもりで悩んでいる方やご家族からの相談を受け止め、相談者が望む解決に向けた伴走支援を行います。詳しくは、電話やメールにてお問い合わせください。

●対象となる方

区内にお住まいのひきこもり等でお悩みの本人及びその家族

●日　時

電話相談窓口：月曜日～金曜日の午前10時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

●費　用

無料



配食みまもりサービス

問い合わせ先 **高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168**

高齢者に配慮した栄養バランスのとれた食事の配達を通じて、利用者の安否確認を行います。食事は普通食のほか、カロリー調整食やたんぱく質調整食等も選択可能です。

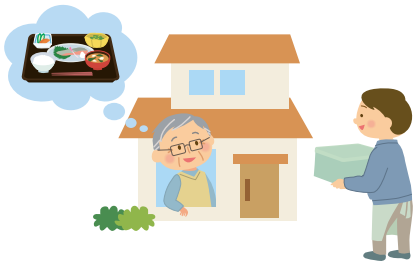

●対象となる方

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方（家族同居で日中ひとりになる高齢者の方も含みます。）で調理等が困難な方

●利用者の負担金

1配食あたりの弁当代は、実費負担となります。金額は各事業者ごとに異なるため、詳しくはお問い合わせください。

補聴器購入費助成

問い合わせ先
高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

●対象となる方（すべてに当てはまる方）

- 区内に住所がある満65歳以上の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- 5年以内に本事業の助成を受けていない方
- 耳鼻咽喉科の医師から、本事業の**所定の基準**を満たす証明を受けた方

※オージオグラム（純音聴力検査表）の検査結果の提出が必要です。

所定の基準

①両耳の4分法による聴力レベルが中等度難聴（40dB以上70dB未満）以上の方

②上記に該当しないが、医師から補聴器装用の必要性が認められた方

●助成内容

補聴器（医療機器認定を取得したもの）の購入に要する費用を上限72,450円（住民税非課税者）、上限40,000円（住民税課税者）助成します。

電話訪問（福祉電話）

問い合わせ先
高齢者福祉課　地域支援係　☎5608-6170

病弱等の理由で定期的に安否の確認が必要な方に、高齢者みまもり相談室の職員が週1回程度電話で安否を確認します。

●対象となる方

65歳以上のひとり暮らし世帯で、近隣に親族のいない方

日常生活用具の給付

問い合わせ先
高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

高齢者の自立した生活を支援するため、日常生活用具を給付します。

●対象となる方

65歳以上の方で、要介護認定を申請して、認定結果が 非該当 と判定を受けた方。ただし、シルバーカーは歩行に障害があると認められれば、要介護認定の結果に関わらず、また、要介護認定の申請をしていなくても対象になります。

●助成内容

腰掛便座、スロープ、歩行支援用具、入浴補助用具、シルバーカーの組み合わせ総額10万円を限度に助成

●利用者の負担金

購入価格の1割・2割または3割負担。ただし所得等により費用負担がない場合もあります。

ふれあい収集（資源・ごみ）粗大ごみの運び出し

問い合わせ先
すみだ清掃事務所
業平5-6-2　☎5608-6213

65歳以上の高齢者、または障害者のみで構成される世帯で、近隣等の協力が得られない場合で集積所へのごみの搬出が困難な世帯に対し、現地調査を行ったうえ、資源・ごみの戸別収集を行います。

また、これらの世帯で、粗大ごみを自宅から搬出することが困難な世帯に対し、下見のうえで、運び出し可能と判断した場合は、粗大ごみの自宅からの運び出しを行います。

●と　き

随時

●ところ

墨田区内全域

●対象となる方

65歳以上の高齢者、または障害者のみで構成される世帯

●費　用　無料

※ただし、通常の粗大ごみ処理手数料はかかります。

高齢者を介護している家族の方へ

はり、灸、マッサージ事業

問い合わせ先
高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

在宅で介護している方を慰労するために、「はり・灸・マッサージ券（三療券）」を支給します。

●助成内容

「はり・灸・マッサージ券」年2枚

●対象となる方

介護保険の要介護認定で 要介護3 以上の方を在宅で介護しているご家族。



男性介護者教室

問い合わせ先

高齢者支援総合センター（P12～13参照）

家族等を介護する男性に対し、正しい介護知識と介護者同士の交流の場を提供し、また介護の相談に応じます。

家族介護慰労金

問い合わせ先

高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168

１年間介護保険によるサービスを全く利用していない（7日以内のショートステイ利用は除きます。）高齢者を在宅で介護した親族に慰労金を支給します。

●助成内容

１親族につき　年10万円

●対象となる方

以下の要件すべてに該当する方

●介護保険の要介護認定で 要介護４ または 要介護５ の方を在宅で介護している方

●介護する親族が同居していること

●１年間の起算日において、世帯全員が、住民税非課税であること

●介護する親族が、介護にあたり報酬を受けていないこと

●介護保険サービスを１年間利用していないこと。ただし、３か月以上入院した場合は、その入院期間を介護期間から除きます。

介護マーク

問い合わせ先

高齢者福祉課　地域支援係

☎5608-6502

介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないよう、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。

●こんなときに便利です

・駅やお店などのトイレで付き添うとき

・病院で付き添いをするとき

・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき

・介護者が異性の衣類を購入するときなど

▼ 切り取って使用できます ▼

